

令和元年6月7日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

厚生労働省

1. 第3回専門家会議を開催しました

第3回成年後見制度利用促進専門家会議について報告します。

大口善徳副大臣の挨拶

令和元年5月27日(月)15時～17時、第3回目となる成年後見制度利用促進専門家会議を開催しました。冒頭の大口善徳厚生労働副大臣の挨拶では、会議において様々なご意見をいただいている各委員への謝意のほか、国基本計画に係るKPI(成果指標)を設定することや、今後策定が予定されている認知症施策大綱にも関連施策を盛り込むことなど、成年後見制度の利用促進に関する取組強化に向けた力強いコメントがありました。



挨拶する大口厚生労働副大臣

施策の進捗状況等の報告

その後、成年後見制度の利用促進に係る施策の進捗状況等に関して、

- 最高裁判所から、適切な後見人の選任及び報酬付与の在り方に関する検討状況、後見人等の意思決定支援の在り方に関する協議の状況について
- 厚生労働省から、中核機関の整備に関する考え方や留意事項(いわゆる「ハコモノ新設」ではないこと等)、参考となる各地域での中核機関の整備例のほか、後見人等の意思決定支援研修に関する研究事業について
- 関係委員から、調査研究事業により新たに作成された「市町村計画策定の手引き」や「職員向け研修プログラム」の概要についてそれぞれ報告がなされました。

➤ 本号の掲載内容

1. 第3回専門家会議を開催しました
2. 各地の取組をご報告いただきました
3. 「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援にかかるガイドライン」について
4. 国研修の日程をお伝え致します
5. 市町村職員を対象とするセミナーについてお知らせします

KPIの設定

国基本計画に係るKPI(成果指標)については、これまでの各委員の意見等を踏まえ、工程表における施策ごとに、国基本計画の終期である2021年度末までに達成すべきKPIやそのための具体的施策案が示され、活発な意見交換が行われました。これらのご意見を踏まえ、5月30日付けでKPIを設定しました。今後は、KPIの達成に向けて、関係省庁や裁判所、関係機関、地方公共団体と引き続き連携し、取組の推進に努めてまいります。

【KPI(2021年度末)の例】

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む。以下同じ。)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等による相談・手続支援)を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関・行政職員等の数 3500人

なお、今回の専門家会議では、参加された全ての委員からご意見をいただきました。詳しくは、後日ホームページに掲載予定の議事録等をご覧ください。また、設定されたKPI(成果指標)についてもホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ>ホーム>政策について
>審議会・研究会等>成年後見制度利用促進専門家会議
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

2. 各地の取組をご報告いただきました

茨城県内初！取手市で成年後見制度利用促進

茨城県取手市（人口 107,204 人、高齢化率 33.75%）では、高齢福祉課と障害福祉課で連携し、平成 30 年 12 月、茨城県内では初となる成年後見制度利用促進審議会条例を制定（平成 31 年 4 月より施行）、令和元年 5 月 14 日に第 1 回目の審議会を開催しました。

審議会では委員への委嘱状の交付、会長、副会長の選任、今後の開催予定や主な検討事項を議題として議論が行われました。



会長の趣旨説明



会議の様子

今年度中に 5 回程度の審議会を開催し、取手市の成年後見制度利用促進基本計画を策定する予定です。計画に基づき、既存の仕組みを活用しながら地域連携ネットワーク、協議会、中核機関を来年度整備していくそうです。

審議会メンバー

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、NPO 法人とりで市民後見の会、成年後見サポートセンター（取手市社会福祉協議会）、介護支援専門員、医療相談員、介護老人福祉施設長、消費生活センター、地域包括支援センター

※水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部主任書記官（オブザーバー）

この取手市の取り組みは、平成 27 年度以降、地域包括支援センター等を充実したことにより（日常生活圏域 5、委託型地域包括支援センター

数 4）地域住民、民生委員、介護支援専門員等から地域包括支援センターへ権利擁護に関する相談が年々増加し、地域ケア個別会議開催、必要に応じた市長申立が実施されてきたことが背景にあります。

市長申立件数の推移

年度	市長申立件数
平成 27 年度	3
平成 28 年度	5
平成 29 年度	14
平成 30 年度	34
令和元年度（5 月 31 日まで）	5

平成 28 年度からは行政が中心となり、定期的に医療・福祉・司法のネットワークを構築するために、「成年後見制度等利用推進連絡会」を開催してきました。平成 29 年度から取手市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターにおいて「市民後見人養成等あり方検討会（第三者委員会）」を設置、この時点から水戸家庭裁判所にオブザーバー参加依頼をしています。

このような流れの中で、審議会メンバーを高齡分野にとどまらないさまざまな分野から選定することができました。審議会メンバーと、審議会開催前にも 3 回の意見交換会を実施し、準備を重ねています。意見交換会では、平成 31 年 2 月に実施した実態把握調査（ニーズだけではなく、申立の支障になっていることについても調査しています）の結果を報告し、審議会で検討すべき論点を整理して審議会に備えました。

担当者よりこれから取り組む自治体の方へ一言！

本市の特徴は、審議会を開催する以前から関係機関とのネットワークを構築することで市長申立の事案を依頼しやすくなるような環境整備を行ったことです。まずは関係者がざっくばらんに話せる会議体から進めることで第一歩の取り組みが進むのではないかと思います。

今までの取組み、ネットワークを活かしつつ、高齢福祉課と障害福祉課が連携して、権利擁護支援に取り組んでいることが伝わってきます。ご寄稿ありがとうございました。



3. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がまとめられました。

認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。「地域共生社会」に向け、その人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要です。こうした観点から、厚生労働省の研究班により「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」がまとめられました。今回はその趣旨・背景や内容、関連する通知等について紹介いたします。

身寄りがない人と成年後見制度の関係

いわゆる身元保証人・身元引受人等がないことのみを理由に入院・入所を拒否されないということは、単身高齢者等が安心して生活を送っていく上で、非常に重要なことです。

必ずしも「身寄りがない人」イコール「判断能力が不十分な人」というわけではありませんが、これまでの調査研究で、身寄りのない高齢者等を支える重要な手段の一つとして、成年後見制度が一定の役割を果たしているということが明らかになってきました。例えば、「[介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書](#)」（平成30年3月：みずほ情報総研株式会社、平成29年度老人保健事業推進費等補助金により実施）においては、33.7%の施設（n=2,387件）が、入所契約書の本人以外の署名欄に記載ができない場合、条件付きで入所を受け入れていること、そのうち74.4%の施設が「成年後見制度（法定後見・任意後見）の申請」を条件にあげていることが報告されています。

医療に係る意思決定が困難な人と成年後見制度

また、医療を受ける際、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供がなされることが重要です。この点、医療行為についての同意は、本人の一身専属性が極めて強いものであり、医療に係る意思決定が困難な人であっても、本人以外の第三者が同意できるものではないと考えられます。成年後見制度においても、成年後見人等の第三者が医療に係る

意思決定・同意ができるとする規定はなく、成年被後見人等に提供される医療に係る決定・同意を行うことは後見人等の業務に含まれているとは言えません。これについては、いわゆる「医療同意」をめぐる問題として、支援の現場における重大な論点とされていたことは周知のとおりです。

ガイドラインの背景

「身寄りがない人」や「医療に係る意思決定が困難な人」も安心して医療を受けられることが重要ですが、身寄りがない人に関しては、身元保証等高齢者サポートサービスを行う民間事業者に関する苦情も寄せられていること、成年被後見人等の医療に係る意思決定が困難な人に関しては、その支援の在り方や成年後見人等の具体的な役割をどのように考えたらよいか、といった点が指摘されています。

こうした背景もあり、「成年後見制度利用促進基本計画」では、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討すること」を求めていました。また、内閣府の消費者委員会から、消費者被害防止の観点により出された「[身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議](#)」（平成29年1月）においては、単身高齢者が安心して病院に入院することができるよう、医療機関が身元保証人・身元引受人等に求める役割等の実態を把握すること等を求めていました。「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、この二つの要請に応える研究事業（平成30年

度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」の成果として取りまとめられたものです。

ガイドラインにおける身寄りがいない人への対応

研究成果に基づいて、ガイドラインでは医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めてきた機能、役割を、①緊急の連絡先に関すること、②入院計画書に関すること、③入院中に必要な物品の準備に関すること、④入院費等に関すること、⑤退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること、の6つにあると捉え、「本人の判断能力が十分な場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」に分け、6つの機能ごとの対応方法を解説しています。

ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものです。しかし、実際に認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援が必要となる場合が多いことから、本ガイドラインが示している対応方法の多くで、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局などの福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関に対して、医療機関から相談をすることが想定されています。このため、上記の福祉関係部局・関係機関においても、本ガイドラインの内容を確認し、医療機関と連携した対応をとっていくことが重要となります。

成年後見人等に期待される具体的役割

ガイドラインの基本的考え方として、すべての対応の**大前提に本人の意思・意向の確認と尊重がある**ことが示されているほか、医療に係る意思決定が困難な場合の対応として、**「人生の最終段階における**

医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があること、また、医療機関においては、身寄りがいない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効としています。

そして、成年後見人等の業務にはいわゆる医療同意権は含まれないという現行法上の整理を前提にしつつ、成年後見人等に期待される具体的役割を示し、本人が円滑に必要な医療を受けられていることが重要であるとしています。なお、ガイドラインでは、医療機関の職員が成年後見人等との連携の仕方が分からなかったり、成年後見人等の業務に疑問が生じたりする場合には、中核機関等に相談することが考えられるとしています。中核機関等は、権利擁護支援の相談機関として、医療機関からのこうした相談への対応も期待されています。

医療における意思決定が困難な場合に成年後見人等に期待される具体的役割

契約の締結等

<必要な受診機会の確保・医療費の支払い>

- ・本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な診療契約を締結するとともに、それに伴う診療費・医療費について、医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。

身上保護（適切な医療サービスの確保）

<本人の医療情報の整理>

- ・本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報（例：既往歴、服薬歴等）を本人の家族等から収集するとともに、集約された医療情報について主治医を始めとする医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報（おくすり手帳等）を適切に管理する。

本人意思の尊重

<本人が意思決定しやすい場の設定>

- ・医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人が信頼している介護福祉関係者等がいる場合には、説明の場への同席の依頼を行う。
- ・成年後見人等が医療についての説明の場に同席し、本人に分かりやすい言葉で伝える等、本人の理解を支援する。
- ・その他必要に応じて本人とのコミュニケーションを支援するサービスを手配したり（例：筆記通訳者の派遣依頼など）、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境に設定する等の検討を行う。

＜本人意思を推定するための情報提供等＞

- ・本人がどのような医療を受けたいと表出していたのか、何を好んでいたのか等本人の意思を推定する際に材料となる個人情報収集し、医療機関に対してその提供を行う。
- ・関係者の招集など本人意思を推測するためのカンファレンスの開催依頼を行うとともに、成年後見人等多職種連携チームの一員として意思決定の場に参加する。

＜退院後、利用可能なサービスについての情報提供＞

- ・本人がどのような施設やサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて主治医や医療機関に説明する。

その他

＜親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)＞

- ・本人に親族がいる場合には、関わりの薄くなっていた親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い必要に応じて意見調整等を行う。

通知等の発出

本年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議及び4月24日の第66回社会保障審議会医療部会の審議を経て、このガイドラインについて広く周知すべく通知等も発出されています。

○「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について\(通知\)](#)」(令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知)

○「[「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について\(周知依頼\)](#)」(令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長連名通知)

そのほか、上記通知にも参考として添付されていますが、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する」ことを明確化した通知として、下記も発出されています。

○「[身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて](#)」(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知)

施設入所の場合

介護保険施設については、平成31年3月19日に開催された[全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議](#)において、「介護保険施設に関する法令上は、身元

保証人等を求める規定はないこと」「身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しないこと」について、改めて確認されています。

安心して生活し続けることができる地域づくり

「[平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金\(社会福祉推進事業\)『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書](#)」

(平成31年3月特定非営利活動法人つながる鹿児島)では、全国の地域包括支援センターや自立相談支援機関を対象とした調査結果を踏まえ、「『身寄り』のない人を社会全体で支えるシステムを構築する必要がある」と指摘し、「本人の備え」「チームアプローチ」「マンツーマン型の支援者」「互助の促進」の4つのアプローチを提案しています。

また、社会福祉協議会の中には、高齢者が施設や病院に入る際に身元保証機能を担う事業を始めているところもあります(足立区社会福祉協議会「高齢者あんしん生活支援事業」、立川市社会福祉協議会「たちかわ入居支援福祉制度」など)。

「[市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン](#)」(平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方」を挙げ、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられることを示しています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会においては、本ガイドラインや今回発出された通知等を共有いただくだけでなく、「身寄りがない人への支援のあり方」についての課題を共有し、その権利擁護の支援のためにどのような連携や仕組みが必要となるのか、協議していただくことも非常に大切です。また、各中核機関や権利擁護センターからも、身寄りのない人を支えている成年後見人等がガイドラインの趣旨・内容について確認し、その後見活動に活用いただけるよう、今回の通知の発出等について、ぜひお伝えください。

4.【速報】国研修の日程をお伝え致します

今年度、市町村職員、中核機関職員等を対象とした国研修を実施致します。中核機関の委託を受ける予定（見込み）の職員や、アドバイザーをしている専門職の方々も受講することができます。

具体的なプログラム、受講についての申込み先、申込み方法等は、今後、事務連絡やニュースレターでお伝えしていきますが、先に日程と研修会場をお伝え致します。受講を検討していただいている方は、ぜひご予定ください。

研修名	日程	定員	会場
基礎研修 市町村・ 中核機関等 職員対象	【第1回】9月17日(火)~19日(木)	400名	東京ベイ幕張ホール(千葉市)
	【第2回】10月29日(火)~31日(木)	400名	TOC 有明(東京都江東区)
	【第3回】11月25日(月)~27日(水)	400名	OMMビル(大阪市)
応用研修 主に中核機 関等職員対 象	【第1回】12月16日(月)~18日(水)	200名	TFTビル(東京都江東区)
	【第2回】令和2年1月21日(火)~23日(木)	200名	大阪ペイタワー(大阪市)
	【第3回】令和2年2月4日(火)~6日(木)	200名	イースト21(東京都江東区)

5.市町村職員を対象とするセミナーについてお知らせします

前号でお知らせした「第145回市町村職員を対象とするセミナー」を以下のとおり開催します。

テーマ：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて」

「成年後見制度利用促進における欠格条項見直しと市町村計画策定について」

日時：令和元年7月17日（水）13:00~16:00

会場：厚生労働省 三田共用会議所（東京都港区三田 2-1-8）

対象：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方や、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）を優先とし、定員の範囲内で市町村、都道府県の推薦を受けた専門職の方の参加も承ります。

プログラム：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについての研究報告、実践報告
成年後見制度利用促進における欠格条項見直しと市町村計画策定についての行政説明（中核機関の整備パターン例の紹介を含む）

申込方法：6月中旬より受け付け開始予定です。

受付開始については、メール、ニュースレターでお知らせ致します。

【市町村職員を対象とするセミナーのホームページ】**※まだ応募できません。**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/seminar/index.html>

利用促進室短信

本日の参議院本会議で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が全会一致で可決されました。近日中に公布される予定です。次回のニュースレターは、いわゆる欠格条項見直しについて特集します。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



特集号

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第17号

6月14日
公布成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する
法律が成立しました

令和元年6月7日、第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」といいます。）が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。

これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました（例えば、成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等）。本法律では、200近くの法律において規定されていたこれらの欠格条項を見直しました。

本ニュースレターでは、本法律の担当である宮腰内閣府特命担当大臣の挨拶、本法律の趣旨・内容、自治体において今後必要となる取組等について、Q&A方式でお伝えします。



ご挨拶

内閣府特命担当大臣
宮腰 光寛

皆様におかれましては、平素より成年後見制度利用促進への御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、内閣府から国会に提出していた「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月7日に参議院本会議で可決・成立し、同月14日に公布されました。

この法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるものです。

今後は、認知症の方や障害のある方など、成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪等を心配することなく、制度を利用できるようになります。

これにより、成年後見制度を利用する方もそうでない方も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待しています。

各自治体の皆様におかれては、今回の欠格条項の見直しに係る法改正の趣旨について十分に御理解いただき、各首長のリーダーシップの下で条例改正等の必要な対応や改正法の趣旨に沿った個別審査規定の運用を図るとともに、地域住民や資格等に係る関係団体の方々に対して、幅広く積極的な周知をお願いいたします。

私としても、年齢や障害等にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた施策を担当する立場として、引き続き各省庁と連携しつつ、高齢の方や障害のある方に対する国民の関心、理解を深めるための取組を推進してまいります。

▶ 法律の見直しの目的、内容



そもそも、欠格条項って何ですか？

資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定のことです。例えば、以下のような例があります。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して3年を経過しない者
- 当該法律による許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過しない者
- 暴力団員
- 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- 未成年者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

欠格条項は、資格等に対する信頼性を確保したり、関係者の権利利益を保護するなど、法令ごとに様々な趣旨で規定されています。こうした欠格条項の中には、「成年被後見人又は被保佐人」も含めているものがあり、その場合には成年被後見人や被保佐人は資格等から排除されていました。今回の改正では、成年被後見人や被保佐人を資格等から排除していた187法律における欠格条項が見直し対象となりました。詳細は、内閣府のHPをご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>



なぜ、見直しをすることになったのですか？

成年被後見人等の欠格条項については、例えば以下のような問題点が指摘されてきました。

- ① ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのは疑問
- ② 同程度の判断能力であっても、制度の利用者のみが資格等から排除されるのは不合理

- ③ 数多くの欠格条項の存在が制度利用を躊躇させる要因となっている

そのような中で、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）や、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定）において、こうした欠格条項の見直しを速やかに行うこととされました。



どのような見直しが行われたのですか？

成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）へと見直されました。具体的な仕組みについては、それぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していくこととなります。具体的には、

「成年被後見人又は被保佐人」といったこれまでの形式的な条項を削除し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査・判断することとなります。

▶ 今後の予定と自治体・関係機関において必要となる取組



法律の施行はいつになりますか？

今回の改正では187の法律を見直し対象としています。それぞれの改正が効力を生ずる日（施行日）については、本法律の公布日（令和元年6月14日）としているものもありますが、多くは公布日から3か月後（同年9月14日）あるいは6か月後（同年12月14日）としています。



施行に向けて市町村、都道府県が取り組むことはどのようなことになりますか？

今回の法改正に伴って自治体の条例や規則を整備したり、今後、個別審査規定を運用していくに当たっては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等が実質的に排除されることのないよう留意するとともに、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配慮の提供についても適切な対応を行うことが必要です。

また、条例において独自に成年被後見人等に係る欠格条項を設けている例も散見される場所ですが、こうした条例における欠格条項についても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、欠格条項の見直しを含めた適切な対応を検討するようお願いいたします。この点については、内閣府より別途通知（令和元年6月24日府成見第2号内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知）がされていますので、参照して下さい。



資格等に係る関係団体が取り組むことはどのようなことになりますか？

資格等の登録等に係る手続を担う関係団体においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、個別審査規定の適切な整備・運用が求められています。また、後見人等として活動する専門職の所属する関係団体においては、欠格条項が見直されたことを前提として適切な後見等活動が行われるよう、所属する各専門職への周知・徹底をお願いします。



中核機関、権利擁護センター等はどうのようなことに取り組めばいいのでしょうか？

成年後見制度に関する説明会、セミナー等において、必要に応じて、今回の法改正について

も言及いただけると幸いです。また、個別ケースの相談対応や支援において、欠格条項がなくなったことを踏まえた適切な対応をとることができるよう、職員等への十分な周知もお願いいたします。場合によっては、センターで使用しているパンフレットや説明資料の修正が必要になることもあるでしょう。

▶ 見直しによる影響と対応



見直しをすることで、資格等の信頼性がゆらぐということはないですか？

今回の見直しでは、必要に応じて資格等に相応しい能力の有無を判断するための個別審査規定を整備することとしていますので、改正後も、個別審査規定の適正な運用を通じて、資格等を有する者がそれに相応しい能力を備えていることが担保されることとなります。



個別審査になることで、障害のある人がより排除されるということはないのでしょうか？

「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定による審査では、「心身の故障」があるだけで直ちに資格等が与えられないというものではなく、これにより「業務を適正に行うことができない」と判断された場合に限り資格等が与えられないということになります。ですから、欠格となる者の範囲が「心身の故障」のある人全体に広がってしまうものではなく、障害のある人がより排除されるということにはなりません。



また欠格条項が増えてしまうということはないですか？

成年被後見人等に係る欠格条項については、平成11年の民法等の改正により成年後見制度が

導入された際、当時 158 の法律に規定されていた欠格条項のうち 42 法律が見直されましたが、各資格等の根拠法令に、十分な個別審査規定がない場合や、大量の書面審査を要するなど、欠格条項による画一的な審査を必要とする場合等には欠格条項を存置することとされ、結果として 116 の法律における欠格条項が存置されました。その後、今回の改正に至るまでの間、こうした欠格条項が見直されることはなく、かえって新法の制定や法改正によって欠格条項が増加するという状況になっていました。

このような経緯から、今後、各省庁や自治体においては、成年被後見人等に係る欠格条項を新たに設けないことがとされています。この点は、欠格条項の見直しについて議論がなされた内閣府の有識者会議（成年後見制度利用促進委員会）の議論のとりまとめ（平成 29 年 12 月 1 日内閣府成年後見制度利用促進委員会「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」においても確認されました。



今回の改正で欠格条項は全て見直されたのですか。残った法律があるとすれば、それについてはどのように取り組まれるのですか？

「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」については、今後の会社法の改正と併せて欠格条項の見直しを行うべく検討が進められています。



附帯決議の内容を教えてください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（参議院・内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。

二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。

三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を行うこと。

六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

国研修受講者を募集しています

前回のニュースレター等でもご案内のとおり、市町村職員、中核機関職員等を対象とした研修を以下の日程で実施いたします。本研修は、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる貴重な機会ですので、ぜひご受講ください。研修の詳細については、各都道府県に送付しております事務連絡等をご確認ください。



ここでは、研修の詳細についてのポイントをお伝えします。

基礎 研修

市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】9月17日(火)～19日(木) (千葉市)
- 【第2回】10月29日(火)～31日(木) (東京都江東区)
- 【第3回】11月25日(月)～27日(水) (大阪市)

- 成年後見制度や権利擁護支援についてゼロから解説！初めて担当する方も安心です。
- 市町村職員に求められる市町村申立の実務についても学ぶことができます。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職（受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者）の方もご参加していただけます。

どちらもグループワークを予定しているため、様々な地域の方と情報交換することができます。



応用 研修

中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員 (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】12月16日(月)～18日(水) (東京都江東区)
- 【第2回】令和2年1月21日(火)～23日(木) (大阪市)
- 【第3回】令和2年2月4日(火)～6日(木) (東京都江東区)

- 幅広い相談対応に役立つ、実践的な内容です。
- 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義、演習をとおして学ぶことができます。

都道府県 向け研修

都道府県研修担当者向け

- 令和2年1月16日(木) (東京都千代田区)
- 研修の企画立案や運営に役立つ内容です。

利用促進室短信

本研修に参加するための旅費及び宿泊費については、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の成年後見制度利用促進体制整備推進事業の「中核機関立ち上げ支援事業」の対象（都道府県担当職員研修は、都道府県向け補助事業の対象）となります（補助率1/2）。今後、自治体に対して追加協議を行う予定ですので、積極的にご活用ください。詳しくは7月3日に発出している事務連絡をご覧ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111〔代表〕 (内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



令和元年 8月22日 発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第18号

室長就任のごあいさつ

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
竹野 佑喜

7月9日付けで成年後見制度利用促進室長に着任しました竹野と申します。梶野の後任です。私はこれまで、高齢者福祉や障害者福祉を担当した経験はなく、着任以来新たに学ぶことばかりですが、鋭意取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

認知症の方や、知的障害・精神障害のある方が増加傾向にある中で、権利擁護の手段としての成年後見制度の重要性は、今後ますます増していくと思います。生活に困難を抱える方が、身寄りがないこと等により適切な支援を受けられない中で、成年後見制度の利用が問題解決のための最善の手段になるという状況は、全国どこでも、どのような方にでも起こり得ることです。そのような場合に、速やかに成年後見制度を利用できるような環境を整備しておくことは、行政の重要な役割です。

本年5月に基本計画のKPIが設定され、それが認知症施策推進大綱に盛り込まれ、また、骨太の方針（右参照）にも位置付けられました（参考「[成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について](#)」令和元年7月11日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知）。このことは、政府全体として強力に取組を進めていくという方針を改めて明らかにしたということであり、必要な方が成年後見制度を利用できる環境整備を進めていく絶好の機会だと考えています。自治体関係者の皆様におかれましては、是非、自らの自

治体の取組状況を再確認いただければと思っています。

一方で、インターネット上の記事などを見ると、制度への不信も依然としてあることを感じます。不正や濫用を防止し、財産管理のみならず身上保護を重視した制度運用が図られなければ、制度への信頼は深まりません。こうした制度運用を実現していくためには、行政のみならず、司法機関や専門職団体などの様々な主体が一致協力して、継続的に取り組んでいく必要があります。

成年後見制度が有効に活用されるものとなるよう、関係者の皆様と連携しながら、努力を重ねていきたいと思っています。御理解と御協力の程、よろしくお願い致します。

「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太)」・「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

「骨太」認知症施策推進大綱における成年後見制度利用促進施策について

<p>○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>(7)暮らしの安全・安心</p> <p>⑥ 共助・共生社会づくり (共生社会づくり)</p> <p>「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、関係者による、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的に計画的に推進する。</p>
<p>○認知症施策推進大綱(認知症施策推進関係会議 令和元年6月18日)</p> <p>④ 成年後見制度の利用促進</p> <p>○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む、以下同。)の整備や市町村計画の策定を推進する。</p> <p>○ 成年後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見(補助)」「信託(制度)の広範な相談体制の強化」や、市町村等による市見後見人・後見後見人への専門的スキルアップ体制の強化を図る。</p> <p>○ 後見等の業務の適正に行うことができる法人を確保するため、(1)、市町村の取組を支援する。</p> <p>KPI/目標</p> <p>○ 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関を整備した市町村数 全1741市町村 ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等)により相談や手続支援を実施を行っている市町村数 2000市町村 ・協議会等の各団体を設置した市町村数 全1741市町村 ・市町村計画を策定した市町村数 全1741市町村 ・研修を受講した中核機関職員や市町村職員等の数 3500人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県数 全47都道府県

(↑画像をクリックすると画像が拡大します。)

「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(骨太方針2019) (内閣府 HP)

➤ 本号の掲載内容

1. 市町村セミナーを開催しました
2. 各地の取組を紹介します

1. 344名が参加！市町村セミナーを開催しました

令和元年7月17日（水）、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（ニュースレター第16号（令和元年6月7日発行）参照）（以下「国ガイドライン」）と、「成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等」をテーマとして、市町村職員セミナーを開催しました。

プログラム

研究報告	○国ガイドライン作成についての報告	山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授 山縣然太郎氏
実践報告	○半田市の地域包括ケアへの取組 （「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」作成について）	半田市地域包括支援センター 副センター長 對馬清美氏 半田市福祉部高齢介護課 主査・保健師 木村智恵子氏
	○医療機関における身寄りがない人への支援 ～MSWの取組～	公益社団法人日本医療社会福祉協会 社会貢献部担当理事 染野貴寛氏
行政説明	○成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

まず、山縣教授の研究報告では、研究代表者としての立場から、国ガイドラインの位置付けや概要・ポイント、研究の背景、国ガイドライン作成の前提となった各調査の概要・結果などについて、報告がありました。国ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものですが、それ以外にも、本人を支える支援者の方々には幅広く参考にしていただきたい内容となっています。山縣教授も、「今後は、国ガイドラインを基に、各医療機関任せにするのではなく、自治体を中心となって、身寄りがなくても安心して必要な医療を受けられる環境が整うよう地域連携を深めていくことが望まれる」旨を述べて、研究報告を締めくくられました。

次に、半田市においては、「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」（以下「半田市ガイドライン」）を作成しており、その作成経緯や内容等を中心に、地域包括ケアへの取組についての実践報告がありました（なお、半田市ガイドラインは、国ガイドラインの作成の際にも参考とされています。）。「保証人がいないことで入院・入所を拒まれる」、「身寄りがない人の入退院に支障が出ている」などの現場の声をきっかけとして、地域包括支援センターから地域包括ケアシステム推進協議会に検討すべき地域課題として提案があり、個別事例の分

析等を経て半田市ガイドラインを作成した状況等について、報告いただきました。

また、（公社）日本医療社会福祉協会からは、「医療機関における身寄りがない人への支援」として、医療ソーシャルワーカーが身寄りのない人への支援や成年後見制度等などのようにして関わってきたか、実態調査の結果等も踏まえた実践報告がありました。今後、国ガイドラインに盛り込まれている「支援シート」を活用することなど、これからの取組についても紹介いただきました。

当室からは、成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等について[行政説明](#)を行いました。今般、新たに成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを設定したこと、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する法律が成立したこと等、最近の国の動きについても紹介しました。

[成年後見制度関係資料集](#)も配布しています。ホームページ上からご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

成年後見制度利用促進に関する施策に関しては、今後とも、各種のセミナーや研修等で関係者の皆様に説明してまいりたいと考えていますので、是非とも積極的な参加をお願いします。



2. 各地の取組を紹介します

山形県成年後見制度利用促進研修会に参加させていただきました

山形県では、令和元年7月時点で山形市及び天童市に中核機関が整備されています。今回はその山形県の研修会に参加させていただきましたので、当日の様子をレポートします。
(文責：利用促進室)



==== 研修会概要 =====

日時：令和元年5月15日（水）13時~16時35分

場所：山形県建設会館1階 大会議室

参加者：市町村職員、社会福祉協議会職員、社会福祉法人等

- 内容：・概況説明（山形県）
 ・成年後見制度利用促進に関する国の動き（厚生労働省）
 ・制度の利用状況（山形家庭裁判所）
 ・事例発表：岩手県二戸地域の取組
 ・意見交換

====

山形県では、人口に占める高齢者の割合は、2040年には41%になると見込まれ、高齢者の約20%が認知症になる可能性があるとしています。家庭裁判所からは、成年後見制度の利用状況として、近年は年間約250件程度の申立件数で推移していることや、全国的な傾向と同じく70%超が第三者である後見人等が選任されているとの報告があり、自治体、専門職団体、家庭裁判所が認識を共有して地域連携ネットワークの体制を作っていくことが重要であることが確認されました。

岩手県二戸地域の事例発表では、（前）一戸町健康福祉課主幹 兼 課長補佐 兼 地域包括支援センター所長の上山正幸氏から、「行政が主導で取り組んでいかなければ！」という市町村の意識が重要であるとして、その上で、一戸町の取組のポイント（以下の①~③）が紹介されました。

- ① 地域連携ネットワークの基盤は、まず、役所内部の連携が重要であるとして、役所内の縦割りの壁をなくす取組を行ったこと
- ② 次に、支援が必要な人の発見よりも、地域の関係者で成年後見制度に熱意のある人を発見することがまず重要であること（いい意味で「うるさい人」を巻き込むこと）
- ③ 内部連携から熱意ある人たちと外部連携（地域での顔の見える関係）を強化していくこと

さらに、上山氏から中核機関の立ち上げに係る取組の詳細、具体的な事業等の紹介がありましたが、市町村（行政）の役割としては、「お金の用意」と他職種連携の「チームを作るきっかけを用意」することが重要であるとして、事務のプロとして有利な財源を見逃さないこと、首長の名で地域の関係者に声を掛けて顔の見える関係を作り、「ケア会議」を開いていくことを強調されていたことが印象に残りました。

また、NPO法人カシオペア権利擁護支援センター所長の小野寺幸司氏からは、二戸地域における権利擁護支援体制の形成過程について紹介がありました。地域の有志で始めた権利擁護の推進の取組ですが、成年後見に関するニーズ調査、相談機関における成年後見に関する相談状況調査、生活保護受給者に対する成年後見制度に関する調査報告書等から、①制度啓発の必要性、②相談・支援の体制作り、③受け皿作り、といった権利擁護支援に関する課題が見えてきました。こうした課題に対応し、権利擁護に関する総合相談支援機能を確保するため、同センターが平成24年に設立されました。

同センターでは、市町村事業として、成年後見利用相談支援や研修、啓発、申立て手続き支援、市民後見人養成、サポート事業等を行うほか、法人後見事業やネットワークの開催など、地域の関係者と連携しつつ権利擁護支援に取り組んでいます。二戸地域では利用促進法以前から、地道で着実な取組を進めてきており、これまでの取組を踏まえ、基本計画に掲げられた「中核機関」の機能との整理も行っています。地域の権利擁護支援体制づくりは、地域共生社会の実現に不可欠のものであるとの認識で取り組まれており、こうした考え方が他の地域でも広がることを期待されます。

特に高齢化や人口減少が進む地域における広域での取組として、これから検討を進める地域への参考になります！



成年後見制度利用促進基本計画に書かれているとおり、制度利用促進の取組を進める上で、都道府県の役割は重要であり、管内市町村の体制整備推進の主導的な役割を担うことが期待されます。
 本号では、都道府県及び都道府県社会福祉協議会の取組をご紹介します。

北海道社会福祉協議会に、成年後見制度推進バックアップセンターが開設されました

北海道は179市町村という多くの市町村数と広域性、人口減少や過疎化という背景もあり、後見人等を受任する専門職不足という課題を抱えています。

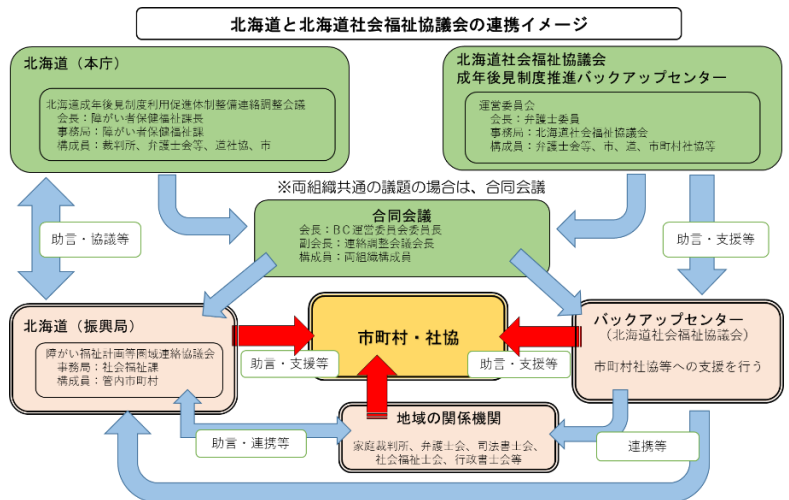
専門機関や専門職が少ない地域にニーズに応える形で、道内の31%（平成30年度）の市町村社協が法人後見実施体制を整備して取り組んでいます。

また、後見実施機関等も平成30年4月1日現在58カ所（81市町村）で設置され、その98%が市町村社協委託となっており、今後も、市町村と市町村社協が協働で取組むことが重要であることから、北海道社会福祉協議会は、北海道と連携し、中核機関の設置や地域連携ネットワーク、法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や市町村等からの相談に応じるとともに、関係機関等の連絡会議や専門職・担い手の研修、実態調査や情報提供、助成事業など、総合的な支援を一元的に実施する「成年後見制度推進バックアップセンター」を令和元年6月18日に設置しました。

北海道と道社協の連携について

地域における総合的な権利擁護体制の構築を進めていくためには、北海道と道社協、関係機関等が共通の目的に向かって進めていくことが重要で、北海道と道社協のバックアップセンターが、共通の議題について合同会議を開催し、今度の取組や支援方法の共通認識を図っていくことが北海道の大きな特徴となっています。

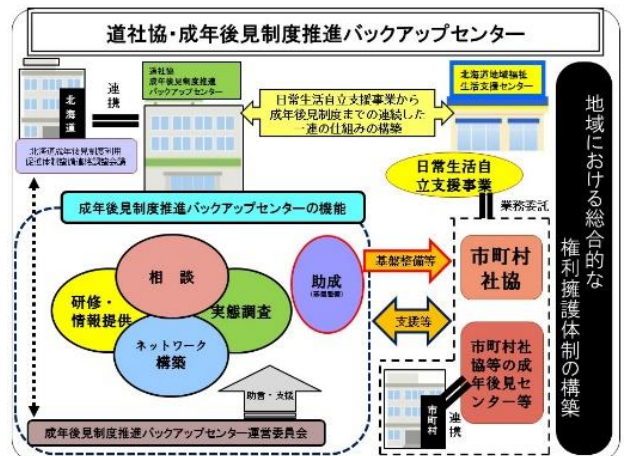
具体的支援においても、合同会議の方向性に基づき、道内14エリア単位の北海道（振興局）や道社協（地区事務所）、関係機関の支部組織が連携して関わる仕組みを進めています。



センターの5つの機能

運営委員会はセンターの適切かつ効果的運営を図るとともに、次の5つの機能を委員がチーム方式で担っていきます。

- ① 実態調査
- ② ネットワークの構築
- ③ 研修・情報共有
- ④ 相談支援
- ⑤ 助成事業



こうした総合的・一元的な支援が実施されると、市町村も地区社会福祉協議会も、取り組みやすくなると思われます。

法人後見のマニュアルや手引きをご紹介します！

新潟県と新潟県社会福祉協議会が「[法人後見業務マニュアル](#)」を3月に改訂しました。法人後見を考える際に検討事項となる「後見業務に関する保険の加入について」「寄付金について」等参考になるポイントについても解説されているマニュアルです。

特に、財源確保と受任方針については、「案1 後見報酬を主体とする運営」「案2 行政支援・寄付金などを主体とする運営」の2つについて、受任方針を考える上でのポイントが整理されており、長所と短所が提示されています（p.19）。

p.20からは案1、案2についての法人後見の年間収支（モデル試算）や、案2から案1に移行していく場合に何年で、受任件数が何件くらいでどのような試算が考えられるかのパターンも掲載されていて、参考になります。



埼玉県社会福祉協議会は、「[市町村社協における法人後見業務の手引き](#)」を改訂しました（第3版）。法人後見の業務内容について解説されており、「利益相反の事例」「利益相反が懸念される場合の対応例」「留守宅管理ではこんなこともやっています」等の【参考】記事や事例をおおし、具体的理解が進むように書かれています。

また、「被後見人等が生活保護受給者であった場合の報酬について」や「意思決定の支援について」「身上保護において事実行為は絶対に行わないものなのか?」「墓じまいに関する基本的理解と後見人等の対応について」などの【コラム】が掲載されているのも特徴です。

これから法人後見を始めようとする団体、機関だけでなく、成年後見人等の業務について知りたいという方にも役立つ手引きになっていると思われれます。



中核機関としては、法人後見を実施することが必須事項とされているわけではありませんが、法人後見を実施している機関・団体が中核機関となる場合には、法人後見業務の経験を活かして支援を行うことができるというメリットが考えられますし、「後見の受け皿」を確保するとの観点からは、中核機関として法人後見を担う機関・団体の立ち上げ支援などに取り組むことも重要であると考えられます。

市民後見人の活用との関係では、法人後見受任機関が後見等監督人を引き受けることにより市民後見人の選任を促進することが考えられる一方で、こうした法人後見監督がなくとも市民後見人を選任している地域もあります。地域の実情などを踏まえて、法人後見の取組を進めていただければと思います。

